

【記載例・注意点】



電波法施行規則第 34 条の 4 関係 (特例様式)

※整理
番号

記載不要

無線従事者選任届

北陸総合通信局長 殿

○法人・団体の場合の記載例

氏名 株式会社〇〇

代表者氏名 代表取締役社長
〇〇 〇〇 丸印

届出者 郵便番号 〒920-8795
住所 石川県金沢市広坂 2-2-60
(電話番号)
氏名 総務 太郎 印

次のとおり無線従事者を選任したので、電波法第 51 条の規定により届けます。

記

○再免許や変更手続の場合は記載
してください。

従事する無線局の種別等(注1)

無線局の種別	識別信号	免許の番号	無線設備の設置場所
MSS	ほくりく3せい	記載不要	HOKURIKUⅢ世

○提出日

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

主任 (注2)	(ふりがな) 氏名	資格(注3)	選(解)任 年月日(注5)	住所(注6)
		免許証番号(注4)		
記載 不要	そうむ たろう 総務 太郎	海特3	免許の日	記載不要
		ABCD1234		

○新設申請と同時提出時は「免許の日」
○免許後、従事者が変わった場合など、
改めて提出する場合は、選任した日付
を「H〇〇.〇〇.〇〇」のように記載し
てください。

注意事項

- (注1) 従事する無線局が多数存在する場合は、一覧表（別紙）により提出すること。
- (注2) 主任の欄は、電波法で定める主任無線従事者である場合に限り、「主任」と記載すること。
- (注3) 無線従事者の資格は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ右欄に掲げる略称で記載することができる。

※ [] 内は平成元年の無線従事者規則改正前の資格名称。

区 分	略称	区 分	略称
第一級総合無線通信士 [第一級無線通信士]	1 総	第一級海上特殊無線技士	海特 1
第二級総合無線通信士 [第二級無線通信士]	2 総	第二級海上特殊無線技士	海特 2
第三級総合無線通信士 [第三級無線通信士]	3 総	第三級海上特殊無線技士 [特殊無線技士(無線電話丁)]	海特 3
第一級海上無線通信士	1 海	第一級陸上特殊無線技士 [特殊無線技士(多重無線設備)]	陸特 1
第二級海上無線通信士	2 海	第二級陸上特殊無線技士 [特殊無線技士(無線電話乙)]	陸特 2
第三級海上無線通信士	3 海	第三級陸上特殊無線技士	陸特 3
第四級海上無線通信士 [電話級無線通信士]	4 海	レーダー級海上特殊無線技士 [特殊無線技士(レーダー)]	海特レ
第一級陸上無線技術士	1 陸	国内電信級陸上特殊無線技士 [特殊無線技士(国内無線電信)]	陸特国
第二級陸上無線技術士	2 陸		
航空無線通信士 [航空級無線通信士]	航空		
航空特殊無線技士 [特殊無線技士(無線電話丙)]	航特		

※平成元年の無線従事者規則改正に伴い、次に掲げる旧資格は2つの新資格を有するものと見なされるため、選任した無線局の種別に応じて記載すること。

旧資格の区分	新資格の区分	略称
特殊無線技士(国際無線電話)	第一級海上特殊無線技士 第二級陸上特殊無線技士	海特 1 陸特 2
特殊無線技士(無線電話甲)	第二級海上特殊無線技士 第二級陸上特殊無線技士	海特 2 陸特 2

- (注4) 免許証番号の欄は、「ABCD1234」のように記載すること。
- (注5) 選任した日付を「H13.1.6」のように記載するものとし、2以上の無線局に共通に選任した場合であって、無線局毎に選任した日付が異なるときは、最初の選任年月日を記載すること。なお、解任した無線従事者については本欄すべての記載を要しない。
- (注6) 住所の欄は、主任無線従事者に限り記載するものとし、無線従事者については記載を要しない。
- (注7) 主任無線従事者及び無線従事者の選(解)任の都度、選(解)任後における主任無線従事者及び無線従事者の全員について記載して提出すること。
- (注8) ただし、無線従事者の選(解)任届であって次のア又はイに該当する場合は、それぞれア又はイに掲げる時期に提出することができる。
 - ア 多数の無線従事者を選任する免許人(国、地方公共団体、企業、その他団体等)において、1年間に複数回の無線従事者の選(解)任に関わる人事異動が行われる場合は、当該免許人の年間の定期人事異動等の特定時期に、その時期における無線従事者の選(解)任届を提出することができる。
 - イ なお、前アの提出方法を行う場合において、当該免許人所属の無線局の定期検査が定期人事異動等の特定時期の前に実施されるときは、その定期検査が行われる期日までに提出すること。
- (注9) 免許証コピーの提出は要しない。